

2022年2月21日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信」

名称および投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、下記の通り、対象ETFの名称および投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象ETF（括弧内は銘柄コード）]

NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信（1545）

[変更の内容]

①ファンド名称の変更（約款変更）

ファンド名称を下記の通り変更いたします。

変更前：NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信

変更後：NEXT FUNDS NASDAQ-100®（為替ヘッジなし）連動型上場投信

②販売基準価額および信託財産留保額の変更（約款変更）

追加設定時の販売基準価額について、「取得申込日の翌営業日の基準価額」に対して乗じる率を100.10%から100.05%に、また、一部解約時の信託財産留保額について、「一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額」に対して乗じる率を0.10%から0.05%に、それぞれ引き下げます。

③解約代金受渡日の変更（約款変更）

解約代金の受渡日を、「原則、換金申込日から起算して6営業日目」から「原則、換金申込日から起算して5営業日目」に短縮いたします。

④信託金限度額の変更（約款変更）

信託金限度額を、「5,000億円」から「1兆円」に引き上げます。

⑤受益権の取得および一部解約に係る申込単位の変更（約款付表変更）

受益権の取得および一部解約に係る申込単位を、「2 万口以上」から「2,000 口以上」に、それぞれ引き下げます。

※上記の変更は、2022 年 3 月 15 日以降の取得申込あるいは解約申込に対して適用されま
す。

※上記②の販売基準価額および信託財産留保額、③の解約代金受渡日ならびに⑤の各申込単
位は、東京証券取引所における売買取引に適用されるものではありません。

※詳細は、後述の「新旧対照表」をご参照ください。

[変更の理由]

投資家の利便性および運用状況等を勘案し、変更するものです。

[約款変更および約款付表変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行ないません。

[変更の日程]

2022 年 3 月 3 日 約款変更の届出日

2022 年 3 月 15 日 約款変更の適用日

[当該変更に係る新旧対照表]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p><ファンド名> NEXT FUNDS NASDAQ-100®(為替ヘ ッジなし)連動型上場投信</p> <p>(信託金の限度額) 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金<u>1兆</u> 円を限度として信託金を追加することができま す。 ② <略></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第14条 <略> ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日 の翌営業日の基準価額に、<u>100.05%</u>の率を乗じて 得た価額（以下本条において「販売基準価額」と いいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独 自に定める率を乗じて得た手数料および当該手 数料に係る消費税等に相当する金額を徴するも</p>	<p><ファンド名> NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上 場投信</p> <p>(信託金の限度額) 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金<u>5,000</u> 億円を限度として信託金を追加することができ ます。 ② <同左></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第14条 <同左> ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日 の翌営業日の基準価額に、<u>100.10%</u>の率を乗じて 得た価額（以下本条において「販売基準価額」と いいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独 自に定める率を乗じて得た手数料および当該手 数料に係る消費税等に相当する金額を徴するも</p>

のとします。

③～⑤ <略>

(追加信託金)

第 33 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.05%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 45 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 45 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第 45 条 <略>

②～④ <略>

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥～⑧ <略>

(付表)

1.～2. <略>

3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2,000 口以上」とします。

4.～6. <略>

7. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2,000 口以上」とします。

8. <略>

のとします。

③～⑤ <同左>

(追加信託金)

第 33 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.10%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 45 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 45 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第 45 条 <同左>

②～④ <同左>

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥～⑧ <同左>

(付表)

1.～2. <同左>

3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2 万口以上」とします。

4.～6. <同左>

7. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2 万口以上」とします。

8. <同左>

以上